

公益社団法人全国市有物件災害共済会ソーシャルメディア運用要綱の制定 について

公益社団法人全国市有物件災害共済会ソーシャルメディア運用要綱を次のように
制定する。

令和2年 4月 15日

公益社団法人 全国市有物件災害共済会
常務理事 小金井 勉

公益社団法人全国市有物件災害共済会ソーシャルメディア運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）
情報公開規程、情報システム管理規程及び文書管理規程に基づき、インターネット
を利用して、本会の情報等を会員市及び共済委託団体並びに住民（以下「市等」と
いう。）に提供する本会ソーシャルメディアの運用に関し、必要な事項を定めるも
のとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) ソーシャルメディア ブログ、Twitter、電子掲示板、ホームページ等に代
表される、インターネット等を利用してユーザが情報を発信し、又は相互に
情報をやり取りする伝達手段をいう。
- (2) 本会ホームページ インターネットを利用して、本会の情報等を市等へ提
供する本会インターネットホームページをいう。
- (3) Twitter ソーシャルメディアの一つで、Twitter社（Twitter Inc.）が運
営するインターネット上のサービスをいう。
- (4) YouTube ソーシャルメディアの一つで、Google社（Google LLC）が運営
するインターネット上のサービスをいう。
- (5) アカウント 利用するソーシャルメディアサービスにログインするための
利用者権限のことをいう。
- (6) コンテンツ テキスト文書、図画等のデータにより構成され、ソーシャル

メディアを介して提供される情報の内容をいう。

- (7) URL ウェブサイトのアドレスをいう。
- (8) リンク 文字又は図面をクリックすると指定されたURLの情報を呼び出す仕組みのことをいう。
- (9) 本会ホームページコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。） 本会ホームページに掲載する情報の更新、削除等について総合的に運用管理するシステムをいう。
- (10) インターネットサーバ（以下「サーバ」という。） 本会ホームページの稼動のために必要な情報処理装置とその周辺機器及びこれらに導入されるソフトウェアをいう。
- (11) 情報提供部署 本会ソーシャルメディアを利用して、市等に情報を提供する部及び地区事務局をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は、職員（公益社団法人全国市有物件災害共済会職員就業規則第2条及び公益社団法人全国市有物件災害共済会嘱託職員就業規則第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）に適用する。

（利用上の遵守事項）

第4条 本会ソーシャルメディアの利用に当たっては、本会の代表である自覚と責任を持ち、節度ある利用を心掛けるものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令、職員の服務及び情報の取扱いに関する規定等
- (2) 個人情報の取扱いに特に注意すること。
- (3) 著作権、肖像権等他の利用者の権利等に関する法令
- (4) インターネット上のコミュニケーションは、利用者が意図しない問題を引き起こし、又は予想外の影響を及ぼす可能性が生じやすいことを常に意識し、相手を尊重して丁寧かつ分かりやすい表現で情報発信すること。
- (5) 発信した情報により、意図せず他の利用者を傷つけ、又は誤解を生じさせた場合は、冷静かつ誠実に対応すること。
- (6) ソーシャルメディアの利用は、業務と関連性があることに限定すること。
- (7) ソーシャルメディアの利用規約及び会員規約

（本会ソーシャルメディアの種類）

第5条 本会ソーシャルメディアの種類は次のとおりとする。

- (1) 本会ホームページ (URL <https://www.city-net.or.jp/>)
- (2) 公式Twitter (URL <https://twitter.com/kyosaicitynet>)
- (3) 公式YouTube (URL <https://www.youtube.com/channel/UCRmfA8jXc-kpfh9V6HmbMJw>)

2 前項第2号及び第3号に掲げる本会ソーシャルメディアの運用は、総務部において当該ソーシャルメディアの運営者が発行するアカウントを取得して行うものとする。

(統括管理者)

第6条 本会ソーシャルメディアの運営を統括して管理する者として、統括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会ソーシャルメディアの管理に関する総括
- (2) 本会ソーシャルメディアの管理に係る各部及び各地区事務局との調整
- (3) 本会ソーシャルメディアへの情報掲載の可否の決定
- (4) 本会ソーシャルメディアに掲載した情報の適切な管理、掲載状況等の把握

3 統括管理者は、管理上の必要により、掲載した情報の修正及び削除を行うことができる。

(情報管理者)

第7条 本会ソーシャルメディアに提供する情報を管理するため、情報管理者を置く。

2 情報管理者は、情報提供部署の部長又は地区事務局長をもって充てる。

3 情報管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会ソーシャルメディアに掲載するコンテンツの作成
- (2) 情報の新規掲載、修正及び削除の依頼
- (3) 提供した情報を定期的に確認、更新する等適正な管理業務
- (4) 市等からの情報に対する問合せへの対応

(情報掲載の事前協議)

第8条 統括管理者は、本会ソーシャルメディアへの情報掲載の可否決定に当たっては、必要に応じて、当該情報に係る事務を所管する部署と事前に協議しなければならない。

(情報の掲載等)

第9条 情報提供部署が本会ソーシャルメディアにコンテンツを掲載する場合は、情報管理者の確認を得たうえで、別記様式により統括管理者に掲載を依頼する。

2 前項の場合において、本会ホームページに情報を掲載する場合は、CMSを使用してコンテンツを作成することができる。

3 CMSを使用してコンテンツを作成する場合の更新方法に関し必要な事項は、別に定める更新マニュアルによるものとする。

4 前項のCMSを使用しないでコンテンツを作成する場合は、次の各号により行うものとする。

(1) 新たなコンテンツの登録を行う場合、情報管理者は、掲載日の1週間前までに統括管理者に依頼するものとする。

(2) 統括管理者は、情報資源の有効活用や費用、作業量等を勘案し、情報管理者から本会ホームページへの掲載を依頼された情報について、掲載の可否を決定する。

(3) 統括管理者は、軽微な訂正がある場合は情報管理者に通知のうえ、訂正することができる。

5 統括管理者は、本会ソーシャルメディアの全体構成の整合性を図るとともに、情報を迅速にかつ分かりやすく掲載し、利用者が利用しやすいソーシャルメディアとするため、情報管理者に指導及び助言を行うことができる。

6 随時に情報を掲載することが必要な情報や緊急に掲載する必要のある情報については、統括管理者と協議のうえ、情報を掲載することができる。

(本会ソーシャルメディアに掲載する情報)

第10条 本会ソーシャルメディア上に掲載する情報は、次に掲げるものとする。

(1) 本会が実施する事業に関する情報

(2) 本会規程

(3) メール等を利用した問い合わせシステム

(4) 本会が実施する行事及び募集に関する情報

(5) 会員市及び共済委託団体での諸手続に関する情報

(6) 法令等で掲載することが定められている事項

(7) その他常務理事が必要であると認めた事項

2 情報を掲載する場合は、その情報の内容、情報を提供する対象等により、適当と認められるソーシャルメディアを選択することとする。

(制限事項)

第11条 次の各号に該当するものは、本会ソーシャルメディアへの掲載はできない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 情報の内容が主として、営業活動、政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (3) 第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えると判断されるもの
- (4) 犯罪的行為に結びつくと判断されるものや法律に反すると判断されるもの
- (5) 本会の事業運営の実態と反し、利用者に誤解を与えるおそれのあるもの
- (6) その他常務理事が適当でないと認める情報

(リンクの取扱い)

第12条 本会ソーシャルメディアからリンクできるものは、原則として次に掲げるものとする。なお、前条の制限事項を踏まえ、情報管理者の責任においてリンクを行う場合は、この限りでない。

- (1) 官公庁、地方自治体、独立行政法人
- (2) 公益事業のために法令に基づき国又は地方自治体が設置した法人
- (3) その他、本会と関連のある法人、団体等

(本会ソーシャルメディアへ掲載された情報の更新)

第13条 統括管理者は、第5条第1項の規定に基づき掲載された情報を定期的に更新することとする。

(運用時間)

第14条 本会ソーシャルメディアは、原則として通年稼働とする。

(運用の停止)

第15条 前条の規定にかかわらず、統括管理者は、サーバの保守作業、障害復旧作業及びその他必要と認めるときは、サーバを停止することができる。

2 統括管理者は、やむをえない理由により運用することが困難となった場合は、第5条第2号及び第3号に掲げる本会ソーシャルメディアのアカウントを削除することができる。

(その他必要な事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本会ソーシャルメディアの運営について必要な事項は、統括管理者が定める。

(施行に関し必要な事項)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、常務理事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年 4月 15日から施行する。
- 2 公益社団法人全国市有物件災害共済会インターネットホームページ運営要綱（平成25年5月10日制定）は廃止する。

本会ソーシャルメディア情報掲載依頼書

総務部長様

情報提供部署 _____

情報管理者	課長	担当

次のとおり本会ソーシャルメディアへの情報掲載をお願いします。

種類	ホームページ	Twitter	YouTube
掲載期間	から まで		
掲載内容			

(注1) ホームページの場合は、掲載場所（新着情報、会員市（共済委託団体）のページ等）も併せて記載すること。

(注2) YouTube の場合は、情報の公開範囲（全体公開、共済委託団体のみ等）も併せて記載すること。

(総務部使用欄)

統括管理者	総務課長	担当者	処理欄
			連絡日 更新日